

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
津山市	久米地区	令和3年3月31日	令和4年3月31日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	1,018ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	555ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	247ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	148ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	12ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	55ha
(備考) 転出して長い者、法人等組織が該当する年齢不明の農地面積がおおよそ6ha存在する。	

注1:④についてはR4年度までの中心経営体に登録があったもののデータになります。

2 対象地区の課題

今後中心経営体を引き受けきる意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が、久米地区では93ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>■担い手について (一色、神代、領家、八社以外の地区) 地域内の話合いの結果に従う事を基本方針としている。</p> <p>(一色地区) 農地所有者が、原則として農地を既存の営農組織や農業法人を立ち上げ、その組織で農地を管理する事を基本方針として想定している。</p> <p>(神代、領家地区) 自身も所属する営農組織や農業法人を立ち上げ、その組織で農地を管理することを基本方針としている。</p> <p>(八社地区) 現在組織を立ち上げているが、活動はまだ途中の状態なので、今後は活動を展開していく中で、その組織で農地を管理する体制を作っていくこととしている。</p>
<p>■作物の作付について (中北下、神代、領家、八社地区を除いた地区) 地域内の話合いの結果に従う事を基本方針としている。</p> <p>(八社地区) 地域全域で水稲を作付けすることを基本方針としている。</p> <p>(中北下地区) 地域内の話合いの結果に従うとするものと、地区全域で水稲を作付けすることを基本方針として想定している。</p> <p>(神代地区) 地区全域で水稲を作付けする一方で、土地利用型作物での転作を進めることを基本方針として想定している。</p> <p>(領家地区) 行政やJAなどの農業関係機関の方針、計画に合わせるのとした一方で、地区全域で土地利用型作物への転作を進めることを基本方針として想定している。</p>
<p>■基盤整備について (神代、八社を除いた地区) 地域内の話合いの結果に従うことが基本方針となっている。</p> <p>(神代地区) 農地の大区画化・汎用化の基盤整備を行い、中心経営体に農地を集約することを基本方針として想定している。</p> <p>(八社地区) 現在基盤整備を行っていることから、これ以上の基盤整備については現状考えていないようである。</p>

注1:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 対象地区内において今後中心となる経営体への農地の集約化に関する方針

今後中心となる経営体の地域における現状

①地区内の耕地面積	1,018ha	
②アンケート回答面積	555ha	54.52%
③60歳未満の農業者の耕作面積	64ha	11.53%
④60歳以上で後継者が60歳未満の農業者の耕作面積	237ha	42.70%
⑤今後中心となる経営体の耕作面積(③+④)	301ha	54.23%

※割合はアンケート回答面積を分母で計算したもの

<p>■担い手について (坪井下、宮部下、中北下、一色、神代、領家、八社、油木下以外の地区) 地域の話合いの結果に従う事を基本方針とする。</p> <p>(坪井下、宮部下、中北下、一色、神代地区) 自身も所属する営農組織や農業法人を立ち上げ、その組織で農地を管理することを基本方針とし、状況に応じて地域の話合いの結果に従う事を想定している。</p> <p>(八社地区) 現在組織を立ち上げているが、活動はまだ途中の状態なので、今後は活動を展開していく中で、その組織で農地を管理する体制を作っていくこととしている。</p> <p>(油木下地区) 自身を含めた地域内の住民のみで耕作を続けること、地域の話合いの結果に従う事を基本方針として想定している。</p>
<p>■作物の作付について (宮部下、中北下、神代、領家、八社、油木下、油木上、里公文以外の地区) 地域の話合いの結果に従う事を基本方針とする。</p> <p>(宮部下地区) 行政、JAなどの農業関係機関の方針、計画に合わせることを基本方針とするが、併せて地区全域で水稻を作付することを想定している。</p> <p>(中北下、領家地区) 地区全域で水稻を作付と、地区全域で土地利用型作物での転作(麦、飼料作物など)の2つを基本方針とし、土地柄等を考慮し、両方針のバランスを取りながら作付を進めていく。</p> <p>(神代地区) 行政、JAなどの農業関係機関の方針、計画に合わせることを基本方針とするが、状況に応じて地区全域で土地利用型作物での転作(麦、飼料作物など)を進めることとする。</p> <p>(八社地区) 地区全域で水稻を作付することを基本方針とする。</p> <p>(油木下、里公文地区) 地区全域で水稻を作付することを基本方針とするが、状況に応じて地域の話合いの結果に従う事としている。</p> <p>(油木上地区) 地区全域で土地利用型作物での転作(麦、飼料作物など)を基本方針としている。</p>
<p>■基盤整備について (宮部下、中北下、神代、八社以外の地区) 地域の話合いの結果に従う事を基本方針とする。</p> <p>(宮部下地区) 園芸作物の栽培を推進するため、ハウス栽培や灌水設備の整備をすすめることを基本方針としているが、場合によって地域の話合いの結果に従うこととしている。</p> <p>(中北下地区) 現状を維持していき、状況に応じて地域の話合いの結果に従う事を基本方針としている。</p> <p>(神代地区) 農地の大区画化・汎用化の基盤整備を行い、中心経営体に農地を集約することを基本方針としており、場合によって地域の話合いの結果に従うとしている。</p> <p>(八社地区) 現在基盤整備を行っていることから、これ以上の基盤整備については現状考えていないようである。</p>

5 3並びに4の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

■農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、2,127筆、181.06haとなっている。

■農地中間管理機構の活用方針

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

■基盤整備への取組方針

原則として、従来のみで耕作を続け、新たに基盤整備を図る予定はないが、地域の要望に合わせて、農地の大区画化・汎用化の基盤整備を行い、農地の利用の効率化と農家の収益性の向上を図る。その一環として、八社地区では圃場整備事業が進んでいる。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付筆数	貸付面積㎡)
1	坪井上	136筆	9.54ha
2	坪井下	121筆	9.66ha
3	中北上	121筆	9.20ha
4	宮部上	60筆	4.27ha
5	宮部下	122筆	9.01ha
6	中北下	142筆	12.74ha
7	南方中	140筆	8.49ha
8	一色	59筆	7.22ha
9	神代	66筆	3.97ha
10	久米川南	184筆	14.12ha
11	領家	30筆	2.69ha
12	宮尾	110筆	8.52ha
13	くめ	0筆	0.00ha
14	戸脇	82筆	6.32ha
15	桑下	98筆	9.89ha
16	桑上	112筆	11.31ha
17	福田下	54筆	7.95ha
18	八社	35筆	2.34ha
19	油木下	59筆	4.97ha
20	油木上	99筆	11.65ha
21	油木北	90筆	9.44ha
22	里公文	191筆	16.63ha
23	里公文上	16筆	1.12ha
	合計	2,127筆	181.06ha